

4 第31条の3 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の基準】

第31条の3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場

合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所(移動タンクを除く。)の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造(建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。)の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備(タンクを除く。)には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

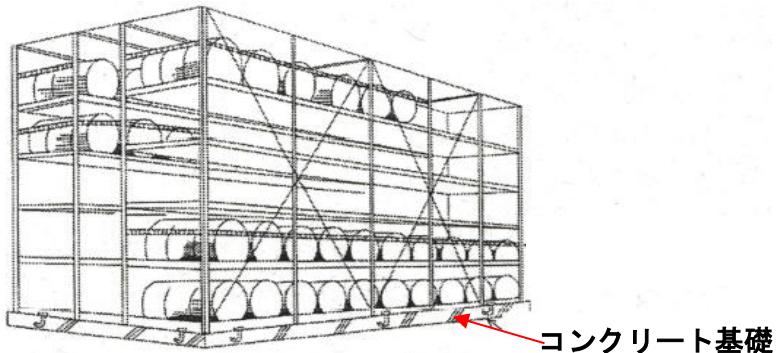
(1) 本条は、少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準である。

(2) 第1項は、危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合の高さを制限した規定である。

条例第31条の2第1項第17号において、容器を積み重ねる場合は3m(第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみの場合は4m)以下とされているが、架台を用いる場合は、架台上の容器の頂部までの高さを6m以下とすることができる。

なお、本規定の適用にあっては、本条第2項第3号の規定に留意すること。

《架台による貯蔵例》



- (3) 第2項は、少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準を規定するものである。

なお、貯蔵し、又は取り扱う場所が、建築物の屋上であるときは、屋外として取り扱うものとし、本項の規定を適用するものとする。また、屋上に少量危険物取扱所を危規則第28条の57第4項（ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所の特例）の規定による技術上の基準に準じて設ける場合は、条例第34条の3の基準の特例を適用することができる。

- (4) 第2項第1号『貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲』とは、屋外における貯蔵及び取扱場所の境界となる、みぞ、排水溝、囲い、柵等の周囲をいう。

- (5) 第2項第1号『空地を保有する』とは、当該空地が平坦で、段差や勾配がないものであり、原則として、所有者等が所有権、地上権、借地権等を有しているものをいう。

なお、ポンプ設備等の一切の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）を地上部に有しない地下タンクにあっては、当該空地を保有することを要さないものとする。

- (6) 第2項第1号『防火上有効な塀』は、次のアからエまでによること。また、『防火構造の壁又は不燃材料で造った壁』についても、次のイからオまでによること。

なお、塀を設けた場合又は本号ただし書を適用した場合における、貯蔵又は取扱い場所と塀又は壁との間隔は、維持管理が可能な間隔とすること。

ア 材質は、不燃性の材料で造ったものであること。

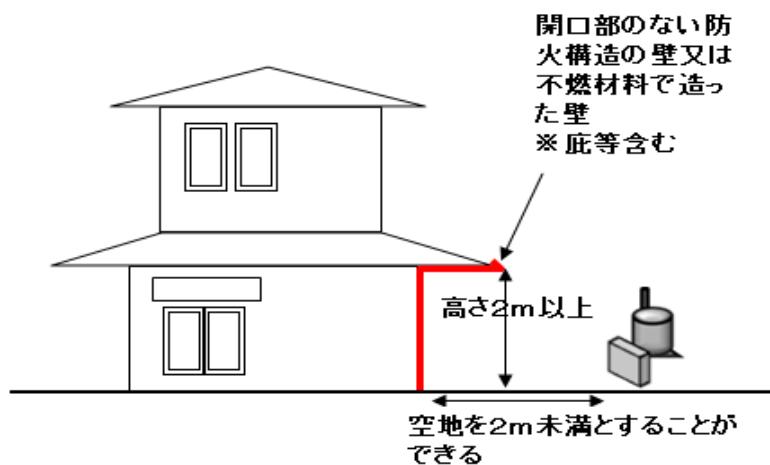
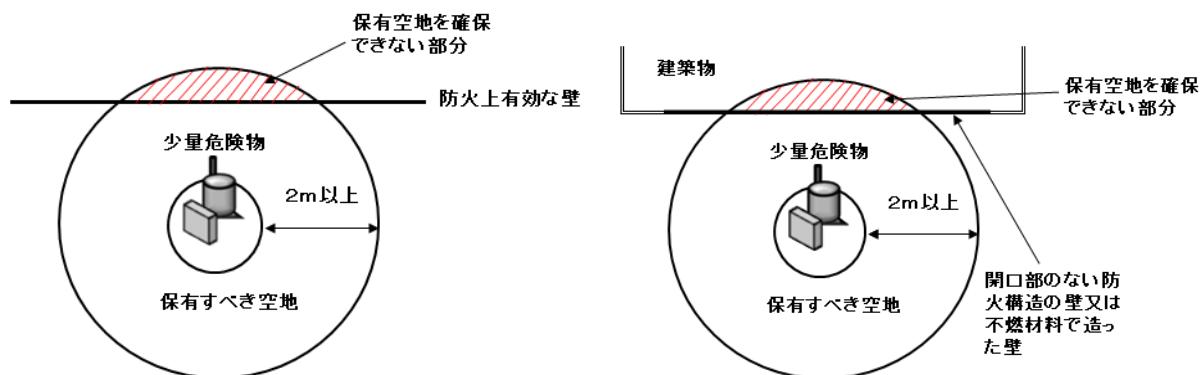
イ 高さ2m以上であること。ただし、危険物施設の高さが2mを超える場合は、当該施設の高さ以上であること。

ウ 塀を設ける幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。

オ 建築物の壁において、当該空地を保有することができない部分を遮蔽するためのイ、ウの部分に庇等がある場合は、当該部分についても防火構造又は不燃材材料で造らなければならないものであること。

《空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲の例》

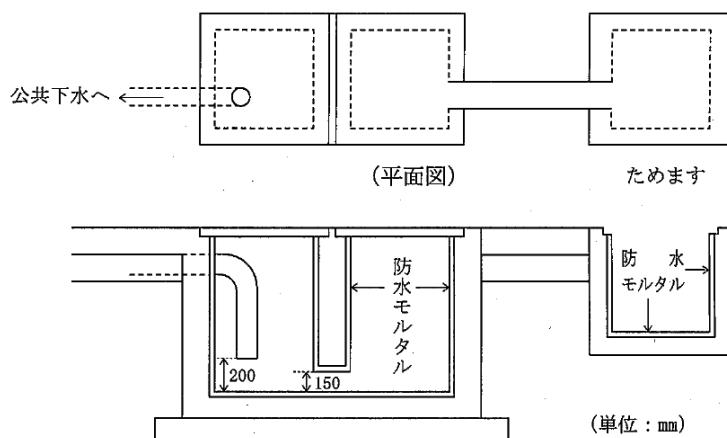


- (7) 第2項第1号『タンク又は金属製容器』とは、条例第31条の4に定めるタンク又は第31条の2第16号に定める容器のうち金属製容器をいう。
- (8) 第2項第2号『囲い』とは、高さ15cm以上で、コンクリート、コンクリートブロック、レンガ等で構成された流出防止効果のあるものをいう。
- (9) 第2項第2号『同等以上の効果があると認められる措置』とは、次に掲げるような方法等をいう。
 - ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設けること。
 - イ 設備の架台に有効なせき又は囲いを設けること。
 - ウ パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められること。

- (10) 第2項第2号『危険物が浸透しない材料』には、コンクリート、金属板等で造られたものがある。その範囲は、しきい又はせきにより囲まれた部分とする。
- (11) 第2項第2号『適当な傾斜』とは、円滑にためますに流入する程度の勾配とすることをいう。
- (12) 第2項第2号『ためます』は、危険物の量に応じ、縦、横及び深さを30cm以上とすること。
- (13) 第2項第2号『油分離装置』の槽の数は危規則第24条の17、危告示第4条の51による3槽以上が望ましいが、3槽未満でも可とする。

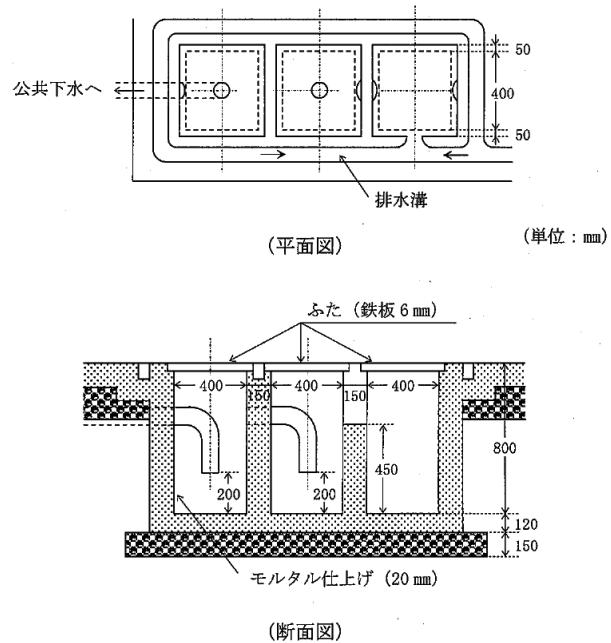
例1) ためますと油分離装置が別々の場合

※ためますと油分離槽間のパイプには、バルブを設けるよう指導する。



《ためます及び油分離槽の例》

例2) ためますを含めた油分離装置の場合



«油分離槽の例»

- (14) 第2項第3号『堅固に造る』とは、架台及び付属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生じる応力に対して安全であることをいう。